









別表第六を次のように改める。

別表第六（第二十条関係）

イ 企業職給料表（一）6級以下職員等昇給号俸数表

	職員区分	昇給区分			
		特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号俸数	高齢職員以外の職員	5以上（企業職給料表（一）5級又は6級職員等にあつては、4以上）	4（企業職給料表（一）5級又は6級職員等にあつては、3）	2	0
	高齢職員	1以上	0	0	0

備考

- この表は、企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第23条に定める職員以外の職員に適用する。
- この表において「高齢職員」とは、給与規程第10条第5項第1号の55歳（企業職給料表（二）の適用を受ける職員にあつては、60歳）に達した日以後の最初の3月31日後に在職する職員をいう。
- この表において「企業職給料表（一）5級又は6級職員等」とは、企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級又は6級であるもの、企業職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が2級又は3級であるもの及び企業職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものをいう。
- 高齢職員以外の職員で昇給区分がやや良好でないに決定されたもののうち、管理者が別に定める職員の昇給の号俸数は、3とする。

ロ 企業職給料表（一）7级以上職員等昇給号俸数表

	職員区分	昇給区分			
		特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
昇給の号俸数		1又は2	0	0	0

備考

この表は、企業職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び第23条に定める職員に適用する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 令和八年四月一日（以下この項において「切替日」という。）に昇格又は降格（以下この項において「昇格等」という。）した職員については、当該昇格等がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の仙台市市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程第十三条又は第十四条の規定を適用する。

（市立病院経営管理部総務課）